

庁議の概要

開催日：H18.5.16

◎項目

- 1 平成19年度国の施策等に対する提案・要望について【企画振興部・各局】

◎内容

- 1 平成19年度国の施策等に対する提案・要望について【企画振興部・各局】

各局から9項目の提案・要望の趣旨及び具体的内容等についての説明を行った後、意見交換を行った。意見交換に際しては、同議題で5月11日に開催された政策調整会議での意見も参考とした。全項目を知事対応とすることの決定をした。

〔説明及び意見の概要〕

【総務部】

項目：地方交付税の総額の確保と財政力格差の確実な是正

要旨：平成16年度から実施された「三位一体の改革」の期間中、地方交付税が大幅に削減されたことなどから、地方自治体間の財政力の格差が拡大し、当県のように財政力の弱い地方自治体ほど、危機的な財政状況になっている。このため、地方交付税の財源保障と財政調整機能を堅持することで、その総額を確保するとともに、財政力格差を確実に是正する。

- ・ 三位一体の改革では6月には骨太の方針が示される予定である。大きな動きは地方6団体の動きの中で団結して対応していくしかないと考えている。今回の知事要望では財政力の格差というところに着目して、三位一体の改革が始ってから、財政力の強いところと弱いところとの間でどれだけ差がついているのか、高知県はどれだけ厳しい状況であるのかというところを訴えていきたいと考えている。
- ・ 先般も総務省と協議をしたが、総務大臣と事務方とでさえ十分な調整ができていない状況である。自民党は歳出・歳入一体改革に向け、分野別に5つのプロジェクトチームを作って、歳出削減の検討を政治主導で動いている。
- ・ 地方6団体が団結して動くと同時に、5月22日には自民党の県議団と勉強会を開催し、5月31日には県選出の国会議員と協議をする予定である。
- ・ 格差是正ということでは、財政基盤が弱い県が連携して対応していけば良いという県議会からの意見もあり、3月には全国照会をかけた。これに対して島根県、奈良県、山形県が興味を示し、事務レベルでは連携をとっているが、最終的には今回の動きの中で同調することができなかった。
- ・ 総務大臣から、地方交付税の交付額を算定する際に、人口と面積で算定する方法を一部導入し、対象額を3年間で5兆円程度に拡大するという話もあるが、総務大臣主導での話で事務方は知らなかったようである。事務方は格差が更に広がらないようにするために苦慮しているのが実態である。算定の際に人口8割・面積2割というようなシミュレーションで配分すると高知県では地方交付税は激減する見通しである。

〔意見概要〕

- ・ 5月31日の協議を含めて、今後も機会ある毎に国会議員からも話をしてもらうことが必要だ。
- ・ 6月下旬に骨太の方針が示されるので、それまでの対応が必要である。地方6団体が新地方分権構想検討委員会の中間報告を出したが、内容的にも筋が通っており、こういうものを基本にして、国対地方で議論ができないか。
- ・ 地方6団体の戦略としても、前回の三位一体の改革では対省庁で壁が厚かったが、次の対応では、対省庁ではなく軸足を変えて、国民世論をどう動かしていくかが必要になる。そのためには国会議員とどのように連携していくかということがポイントになる。

- ・ 市町村会・議長会の動きはどのようになっているか。

市町村長が選挙民を代表して国会議員に意見を言ってもらうことが必要である。5月20日にも市町村長が集まり、国会議員を呼んでこの問題について討議をする予定である。議長会は頻繁にこのような活動を行っている。今後、統一地方選挙・参議院議員選挙があり、地方のために国会議員が役に立つかどうかということでもかなり厳しいやりとりがあると思う。

- ・ 国会議員が地元のために仕事をする事と地方のために仕事をする事とは違う。これからの地方の姿を考えることが必要である。
- ・ 国会議員だからお願いするという姿勢はやめるべき、政治性を持って取り組むことが必要である。
- ・ 国会議員への働きかけの仕方を考えないといけない。ピンポイントで個別に議論しないと意味がない。
- ・ 5月31日に地方6団体の総決起集会があり、要望がとりまとめされる。それを踏まえて知事の要望の仕方を検討する。

【危機管理担当】

項目：国家的プロジェクトとしての南海地震対策の推進

要旨：地震防災戦略に定めた減災目標が達成できるよう、地震防災対策を進める地方の取り組みを積極的に支援すること。特に、津波避難困難地域の解消に向けた避難対策や住宅・建築物の耐震化対策への財政支援措置の充実、強化を図る。

- ・ 南海地震で想定される死者数約9,600人のうち約7割が津波によるもの、約2割が建物倒壊によるものとなっており、地震防災戦略で掲げる被害の半減を達成するためには、「津波からの避難対策」と「揺れに対する建物の耐震化対策」が不可欠である。
- ・ 沿岸地域では、自主防災組織を設立し、津波避難計画やハザードマップを作成するなど津波から逃げる対策を進めているが、津波避難困難地域では、新たな津波避難施設（津波避難ビルを含む）の確保が必要となっている。
- ・ 国は防災戦略により減災目標を定め、地方にも「地域目標の策定を」と旗は振るものの、避難場所の整備についてもモデル事業はあるが制度はない。
- ・ 耐震化に関する国の財政支援では、耐震改修に係る補助制度がない施設や、補助制度があるものの地域防災対策特別措置法で補助率の高上げ措置がなされていない施設、東海地震に係る地震防災対策強化地域との財政措置に格差のある施設など違いがあることから、東海地震対策と同程度に引き上げる等の見直しが必要である。
- ・ 国から地方への要請を達成していくために特に公立小中学校の耐震化について、東海地震と同等の支援措置をお願いしたい。

〔意見概要〕

特になし

【情報化戦略推進担当】

項目：地上デジタル放送の受信対策等の推進

要旨：アナログ放送からデジタル放送へ完全移行する2011年の時点で、全ての住民が、地域間格差なく地上デジタル放送のメリットを享受できるようにするための道筋を、国の責任で早急に明らかにするとともに、国として必要な対策を講ずること。

- ・ 2010年までの中継局ロードマップを早期に確定し、中継局の整備を着実に進めるとともに、住民や地方自治体に正確かつ詳細な情報提供を行うよう放送事業者に対する指導を行うこと。
- ・ 電波エリア外の補完的な受信対策に関する技術的、制度的指針を早急に明らかにするとともに、電波カバーエリア内と比較して住民や地元自治体に過大な負担がかからないようアナログ周波数変更対策と同様な財政措置を講ずること。併せて、市町村が、受信対策の検討を行う際には、専門的なアドバイスを受けることが出来る仕組みを設けるなど、適切な情報提供を行うこと。

- ・ 電波エリア外となる地域をかかえる市町村が、受信対策に併せて総合的な地域情報化に取り組もうとする場合には、計画策定への支援とともに、情報化に関する交付金制度について補助率の上乗せ等特別な優遇措置を講ずること。
- ・ 地上デジタル放送を光ファイバー経由のIPマルチスキャン方式で、各家庭に再送信する方法や、デジタル無線共聴(無線局からUHFデジタル波で再送信する方法)などの新たな補完的伝送手段やデジタル放送の公共的利活用などについての実証実験である地上デジタル公共アプリケーションパイロット事業について、実用化に直結するよう更に実験を充実するとともに、その成果については早急に情報提供を行うこと。
- ・ 高知県における地上デジタルテレビ放送カバー率は2006年末72.0%、2010末93.0%を計画している。県内民報3社とNHKは受信対策について共同歩調をとるとしている。

〔意見概要〕

特になし

【健康福祉部】

項目：医師不足への対応

要旨：地方における医師不足や、産科・小児科などでの医療不足で顕著になっている診療科目間における医師の偏在は全国的な課題であり、国の責任において所要の対策を講ずること。

- ・ 臨床研修後に医師が不足する地方で一定期間の勤務を義務づけるなど、地方における医師確保に対して法的整備を含めて積極的に取り組む。
- ・ 医師不足が深刻化する産科・小児科における医師を確保するため、大学への入学生徒を募集する際に将来産科・小児科を標榜することを条件に定めたくうえで募集するなど、法制度の改正を含む抜本的な対策に取り組むこと。
- ・ 女性医師が結婚した後も、子どもを産み育てながら勤務ができる環境整備を推進するため、医療機関に対する積極的な取り組みを行うこと。
- ・ 地方大学における地元出身者の入学者を増加させるため、大学に対して入学試験への地域枠設置を支援するなど、地元出身者を増加させる対策に取り組むこと。
- ・ 大学のカリキュラムに地域医療を取り入れるとともに、地域医療を積極的に推進する体制を整備すること。

〔意見概要〕

- ・ 診療報酬を上げるとかインセンティブの働く積極的な取り組みが必要ではないか。
- ・ 不人気の診療科目が報酬が多くて、人気のある診療科目の報酬が少ないという仕組みにできないか。
- ・ 産科では、全て医師に任せるというのではなく、例えば助産師を増やして、医師の業務の軽減を図るといったような対策の検討も必要である。
- ・ 法的整備では、勤務地の義務付けと勤務条件について憲法上の問題がないか確認する必要がある。

項目：医療制度改革（療養病床の転換）への対応

要旨：医療制度改革に伴う諸制度の見直しに際しては、特に、療養病床の再編によって影響を受ける本県などの地方の意見を十分に踏まえた内容になるよう、都道府県との協議を積極的に行うこと。

人口10万人当たりの療養病床が全国1位である本県では、再編による入院患者の受け皿の確保が大きな課題であり、国の責任において、受け皿確保に要する経費に対し必要な財政支援を行うこと。

- ・ 療養病床に関する診療報酬の設定に当たっては、医療機関において医療区分の評価に偏りが出ないように、評価の厳正な運用基準を定めるとともに、医療機関に対する指導を強化すること。
- ・ 厚生労働省の試算を当てはめると、本県は現在約8,000床ある療養施設のうち約5,000床の転換が必要となるが、平成23年度末までに全てを転換することは不可能であり、既存の病院施設を有効活用するためにも、老人福祉施設や居住系サービス施設に係る設備基準の緩和を検討すること。特に影響を受け

る本県等の意見を踏まえたものとする。

- ・ 転換支援の交付金については、(既存の交付金を組み合わせ自由に活用できるようにする等) 交付率の高い新たな交付金制度を創設し、十分な予算を確保すること。
- ・ 休床等転換しない法人がある場合には、他の法人による受け皿整備も必要であることから、その場合も転換支援交付金の対象とすること。
- ・ 都道府県及び市町村に一部の負担を求めるのであれば、地方債及び地方交付税による財政措置を確実に実施すること。
- ・ 転換の受け皿として、地域住宅交付金(国土交通省)と地域介護・福祉空間整備等交付金等を組み合わせた新たな総合交付金を創設するなど、医療、福祉、住宅政策の連携による総合的な財政支援措置を行うこと。

〔意見概要〕

- ・ 他県で同調してくれそうなところはないか。
人口 10 万人当たりの病床数は本県は全国 1 位であり、2 位の山口県の約 1.5 倍と突出しており困難である。

【農林水産部】

項目：野菜の価格安定制度の見直しに当たっての考え方

要旨：担い手を重視した支援体制への転換に当たっては、指定産地を対象とした現行制度の枠組みを維持した上で、指定産地の現状を踏まえた仕組みとすること。

今回の制度改正によって生産者への補給金が大きく減少することがないようにすること。特に、平均販売価格の算定方法については、現状の算定期間(旬別)を維持すること。

- ・ 昨年 3 月に食料農業基本計画が策定され、国の施策は認定農業者・担い手対策に重点化し、野菜の価格安定制度は、担い手を中心とした競争力の高い生産供給産地を重点的に支援する方向となっている。
- ・ 秋冬ねぎは 60 歳以上の高齢者で支えられているのが実態である。(60 歳以上の農業者の作付面積シェア約 65%)
- ・ 指定産地の資金造成の負担割合は国(60%)、県(20%)、市町村(20%)であるが、認定農業者のシェアにより、この負担割合を変える動きがあり、結果として高知県では県・市町村の負担が増えないか懸念がある。
- ・ 平均販売価格の算定手法を月別から旬別に変更することになれば、高知県では補助金全体で約 20%の減額となる。

〔意見概要〕

- ・ 価格補給額とはどれくらいか。
高知県指定野菜の実績では、1 農家あたり約 100 万円、平成 16 年度が約 1.1 億円、平成 17 年度が約 9 億円である。

【海洋局】

項目：沖合底びき網漁業の禁止区域拡大

要旨：沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。

- ・ 国が 5 年ごとに区域の見直しを行っている。(次回平成 19 年度)
- ・ 県内の釣り漁業と愛媛県籍漁船の漁場等が競合しているため、沖合底びき網漁業操業禁止区域(水深 80~100m 位)を沿岸漁業との漁場競合が起こらない海域(水深 200m 位)まで拡大することを要望する。
- ・ 平成 9 年度には室戸沖、土佐清水沖で区域が拡大された実績がある。

〔意見概要〕

- ・ 全国的な動きや連携はどのようになっているか。

高知、宮崎、徳島、大分、和歌山では協議会を作り調整を行っている。

- ・ このような権限は知事権限にすることはできないか。

【土木部】

項目：四国 8 の字ネットワークの整備促進

要旨：すでに工事を行っている区間について早期完成、未工事区間についての早期事業化を図る。

あわせて必要な道路財源の確保を図る。

- ・ 新直轄区間の須崎新荘～窪川間の早期完成を図ること。
- ・ 新直轄方式による事業予算により他の道路事業予算が減るなどの影響を出させないこと。
- ・ 四国横断自動車道、高知東部自動車道、地域高規格道路阿南安芸道路の早期完成・事業化を図り、真に必要な道路の計画的な整備を進めるため、引き続き道路財源の確保を図ること。6月末に提出される骨太の方針で、道路特定財源の一般財源化が明記されることが昨年与党で合意されているため、この時期に要望していきたいと考えている。
- ・ 四国 8 の字ネットワークの整備状況は、四国全体で 56% の供用率だが高知県は 29% と大きく遅れている。中村～宿毛間や、須崎新荘～窪川間など高知県西部の進捗に比べて、高知県東部の進捗の遅れが目立つ。
- ・ 四国 8 の字ネットワークの整備により、安心（救急医療への対応）、活力（農林水産業・工業振興）、魅力（関西圏域と観光資源との連絡性）等の効果が得られる。

〔意見概要〕

- ・ 新聞によると道路特別会計の内、重量税 5,700 億円を一般財源化するという記事があったが、何かの対応をしているか。

道路期成同盟会等で対応しているが、なかなか厳しい状況である。重量税はいきさつ上一般財源化ができる形となっているようであるが、他に波及すると大変だと考えている。整備を促進する立場からだけではなく、自動車・石油業界からは一般財源化するのであれば受益者負担の原則から税を廃止すべきという意見である。

【警察本部】

項目：警察官の増員による県民生活の安全の確保

要旨：県民の安全で安心な生活を確保するため、警察官を増員すること

- ・ 昨年度も要望し、結果として 20 名の増員を確保している。
- ・ 来年度は全国で平成 17 年度から 3 ヶ年の増員計画の最終年度である。平成 17、18 年度には全国で各 3,500 人の増員を確保している。
- ・ 刑法犯の認知件数は減少しているが、凶悪犯の認知件数は増加している中であっては、街頭活動を強化して犯罪の抑制をすることが必要である。中でも特に知能、少年部門等の増員が必要である。
- ・ 自動車警ら班の増強・新設、高齢者安全対策班の設置及び留置管理係、刑事係、少年事案対策要員の増員を要望する。

〔意見概要〕

- ・ 公務員数の削減が叫ばれ、人口が減少している中での増員の要望はどうか。

平成 17 年度から 3 ヶ年の増員計画の最終年度であり、平成 19 年度以降の増員は非常に厳しいと考えている。今後は警察署の統廃合を含めて議論すべきであると考えている。